

社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本フレンズ奉仕団（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

(理事及び評議員の報酬等の算定方法)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等の算定方法)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときには、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長の報酬については、支給日は25日（その日が土曜日、日曜日、祝日に当たるときはその前日）とする。

2 役員及び評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(出張旅費及び費用弁償)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 「役員が業務執行(通勤も含む)のためにタクシーを使用することのできる場合として、
①身体障害等やむを得ない事情のある場合②公共交通機関の事故が発生した場合③業務遂行上利用することに合理的な理由がある場合とする。

(兼務職員)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程の一部改定は、平成29年4月1日から適用する。

第6条

4 「役員が業務執行(通勤も含む)のためにタクシーを使用することのできる場合として①身体障害等やむを得ない事情のある場合②公共交通機関の事故が発生した場合③業務遂行上利用することに合理的な理由がある場合とする。(追加)

別表1

理事会出席報酬の改定 10,000円、評議員会出席報酬の改定 10,000円

別表2

理事長業務報酬等の改訂 月額 200,000円、常務理事報酬等の廃止、理事及び評議員業務報酬等の改訂 10,000円、監事業務報酬等の追加 10,000円、監事監査指導報酬 15,000円

別表3

出張旅費及び費用弁償 報酬 10,000円

この規程の一部改定は、平成29年6月19日開催の定時評議員会終結の時からとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 追加

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けて行う。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	月額200,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	15,000円

別表3 (第6条関係)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	15,000円	10,000円	実 費